

結城市 立地適正化計画



ごあいさつ

本市は、茨城県の西部で栃木県との県境に位置し、都心から約 70km、新 4 号国道と国道 50 号が交差する交通の要衝であり、北部地区には中世の城下町の町割りや、当時の寺や神社、見世蔵など歴史的な建物が多く現存し、歴史と文化の薫る町です。



本市では、今後急速に人口減少・少子高齢化が進むことが予測され、これからも都市の活力を維持していくためには、安全・安心で便利な生活環境を形成しながら、財政面及び経済面において持続可能な都市経営が大きな課題とされています。

地方都市が同様の課題を抱える中で、平成 26 年に都市再生特別措置法が改正されて、都市機能の集約と居住の誘導、公共交通ネットワークの形成による利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進する立地適正化計画制度が創設されました。

本市においては、平成 29 年に改定した「結城市都市計画マスタープラン」で示すまちづくりの方向性を踏まえ、商業・医療・福祉などの都市機能や居住の誘導、公共交通の充実を図り、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化するため、「結城市立地適正化計画」を策定しました。

本計画は、20 年後の都市の姿を展望したうえで、「まちづくりの方針」、都市機能や居住の誘導区域等を定める「誘導区域・施設」、防災に係る取組を定める「防災指針」、各種誘導の実現に向けた施策等を定める「実現方策」の 4 つの項目により構成します。

今後は、結城市都市計画マスタープラン及び本計画をまちづくりの指針とし、市民の皆さまと互いに協力しながら、持続可能な都市の形成を目指していきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました結城市都市計画審議会をはじめとする多くの皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和 5 年 3 月

結城市長 小林 栄

《目次》

序章 立地適正化計画の概要

1. 立地適正化計画とは	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画対象区域	3
4. 計画期間	4
5. 計画の構成	4

第1章 市の現況と都市構造上の課題

1. 市の現況	6
2. 都市構造上の課題	30

第2章 立地適正化計画のまちづくり方針

1. 都市計画マスタープランとの関連性	36
2. 立地適正化計画のまちづくり方針	37

第3章 目指すべき都市の骨格構造

1. 目指すべき骨格構造の基本的な考え方	42
2. 目指すべき都市の骨格構造	43

第4章 居住誘導区域

1. 居住誘導区域の設定方針	48
2. 本市における居住誘導区域の設定方針	51
3. 本市における居住誘導区域の設定フロー	52
4. 居住誘導区域	53

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設

1. 都市機能誘導区域の設定方針	58
2. 本市における都市機能誘導区域の設定方針	59
3. 本市における都市機能誘導区域の設定フロー	60
4. 都市機能誘導区域	61
5. 誘導施設の設定方針	67
6. 本市における誘導施設の設定	68

第6章 防災指針

1. 防災指針とは.....	80
2. 災害ハザード情報等の収集、整理	81
3. 本市における災害ハザード情報等の収集、整理.....	85
4. 災害リスクの高い地域等の抽出.....	95
5. 地域ごとの防災上の課題の整理.....	121
6. 地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討	125
7. 具体的な取組及びスケジュールの検討	127

第7章 誘導施策

1. 誘導施策の設定方針.....	130
2. 居住誘導に係る施策.....	131
3. 都市機能誘導に係る施策	133
4. 公共交通ネットワークに係る施策.....	136

第8章 目標指標と進行管理及び届出制度

1. 目標指標の設定	140
2. 進行管理.....	143
3. 届出制度.....	144

【参考資料】

